

## スーパー定期（複利型）

(平成28年11月21日現在)

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型)(複利型) ◇お預入れ単位300万円未満……スーパー定期 ◇お預入れ単位300万円以上……スーパー定期300
2. ご利用いただける方	個人のお客さまに限ります
3. 期間	◆定型方式 1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ◆満期日指定方式 1年超5年未満 ※定型方式の場合はお預入れ時のお申し出により自動継続(元金継続または元 利金継続)のお取扱いができます(7年、10年ものを除く)
4. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	一括お預入れ ◇スーパー定期………1円以上300万円未満 ◇スーパー定期300………300万円以上1,000万円未満 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)支払頻度 (3)計算方法	お預入れ時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ※「金利は店頭の金利表示ボードに表示しています」 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算と します。
7. 手数料	—
8. 付加できる特 約事項	定型方式は総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の 約定利率に0.5%上乗せした利率)。 法令に定められた条件を満たせばマル優でのお取扱いができます。 据置期間1年で一部解約を行うことができます。 ○解約単位………1万円以上、1万円単位 ○解約回数………制限はありません。 ただし、当初300万円以上でお預入れになり、一部解約により300万円 未満の残高になった場合は、一部解約日以後はお預入れ日の300万円未満 利率を適用いたします。
9. 税区分	マル優または分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%)とな ります。 ※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されて います。
9. 中途全額解約 時の取扱い	満期日前に全額または一部解約する場合は、預金規定に基づき、次頁のお預入 れ期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. その他参考と なる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算 します。
11. 金融商品販売 法に係る重要 事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されま す。

## スーパー定期（複利型）

12. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時
------------	---

### 【全国銀行協会相談室】

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル19階（全国銀行協会内）



0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

(3 - 2)

スーパー定期（複利型）

●中途解約利率

次のA、Bの低い方とします。（小数点第4位以下切り捨て）

なお、A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。

【A】

定期預金の 契約期間 経過期間	1年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	7年	10年
6か月未満	普通預金利率					
6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×10%	普通預金利率
1年以上 1年半未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年半以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×10%
2年以上 2年半未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×20%
2年半以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%
3年以上 4年未満	—	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×60%	約定利率×30%
4年以上 5年未満	—	—	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%
5年以上 6年未満	—	—	—	—	約定利率×80%	約定利率×50%
6年以上 7年未満	—	—	—	—	約定利率×90%	約定利率×60%
7年以上 8年未満	—	—	—	—	—	約定利率×70%
8年以上 9年未満	—	—	—	—	—	約定利率×80%
9年以上 10年未満	—	—	—	—	—	約定利率×90%

【B】 (a) 5年以下のもの

経過期間に該当する期間の約定利率の95%

(3 - 3)

(b) 5年超のもの

経過期間に該当する期間の約定利率の90%